

66 戦時学生生徒児童の生活刷新に関する件に付公私立大学等へ通牒
〔昭和十五年八月〕

発社三三二号
裁 八月二十九日 文書課長 (有原) 印
決 八月三十日 起案者 (南基) 印
送 八月三十日 起案者 (南基) 印

昭和十五年八月二十八日起案

社会教育局長 (田中) 印 成人教育課長 (小田) 印

次官 (菊池) 印 文書課長 欠 (田中) 印

〔抹消〕大臣 秘書課長 (田中) 印

専門学務局長 (永井) 印

普通学務局長 (中野) 印

実業学務局長 (岡田) 印

図書館長 (松尾) 印

宗教局長 (阿原) 印

企画部長 (朝比奈) 印

教学局長 (藤野) 印 花押 (中根) 印

指導部長 (近藤) 印

(注記3) 戦時学生生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件

案ノ一

昭和十五年八月三十日

文部次官

(注記4) 各地方長官宛

(下 札 2) (下 札 1)

戦時生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件

時局重大ノ際生徒児童ノ〔不健全ナル〕生活ヲ刷新シ質実剛健ニシテ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ執ラシムル要緊切ナルモノアリ〔是〕固ヨリ学校ノ内外ヲ問ハズ生徒児童ノ本分ニ鑑ミ実践セラレベキモノ多々アルベシト雖モ〔此ノ際〕生徒児童ガ一律ニ実行スベキ事項ヲ不取敢左記ノ如ク定メ全国一斉ニ実行セシムルコトト相成タルニ付テハ〔貴〕管下各学校長ヲシテ之ガ徹底ヲ期セシメラレ度此段依命通牒ス

追テ大学、高等、専門学校長ニ対シテモ別紙ノ通通牒致置キタルニ付御了知相成度

記

一、乗物ノ使用制限

小学校低学年児童、病氣其ノ他特別ノ事情アル者ノ外学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト、尚本件ハ交通緩和並ニ生徒児童ノ身心鍛錬ヲ主眼トスルモノナルヲ以テ右ノ外差支無キ限り徒歩通学ヲ奨励スルコト

学校長ハ二軒以内ニ住居ヲ有スル生徒児童ニ対シテハ原則トシテ汽車、電車、バス等ノ定期券、回数券等ノ購入ニ使用スル通学証明書ヲ発行セザルコト

二、興行場ヘノ入場制限

生徒、児童ノ映画、其ノ他ノ興行場ヘノ入場ハ左ノ場合ノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許スコト但シ学校長ハ右ノ外地方ノ実情ニ依リ教育上ノ見地ニ於テ適宜此ノ制限ヲ強化スルコトヲ妨ゲザルコト

1. 教職員ノ指導スル場合

2. 映画ニ在リテハ文化映画、ニュース映画ノミヲ上映スル場合及文部大臣ノ推薦映画ヲ上映スル場合

三、遊技場ヘノ入場禁止

生徒児童ハ麻雀、撞球、半弓及射的等ノ遊技場ニ入場スルコトヲ得ザルコト右ノ外地方ノ実情ニ依リ教育上入場ノ禁止制限ヲ可トスルモノアラバ適宜追加スルヲ妨ゲザルコト

四、享樂的飲食店ヘノ出入禁止

生徒ハカフェー、バー其ノ他婦女ガ客席ニ待シ飲食物ヲ供スル享樂的飲食店ニ出入スル〔コト〕ヲ得ザルコト

〔注記〕

案ノ二

昭和十五年八月三十日

文部次官

直轄学校長

宛

公私立大学高等専門学校長

戦時学生生徒ノ生活刷新ニ関スル件

時局重大ノ際学生生徒ノ〔不健全ナル〕生活ヲ刷新シ質実剛健ニシテ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノアリ〔是〕固ヨリ学校ノ内外ヲ問ハズ学生生徒ノ本分ニ鑑ミ実践セラレベキモノ多々アルベシト雖モ〔此ノ際〕学生生徒ガ一律ニ実行スベキ事項ヲ不取敢左記ノ如ク定メ全国一斉ニ実行セシムルコトト相成タルニ付テハ之ガ徹底ヲ期セラレ度此段依命通牒ス追テ各地方長官ニ対シテモ別紙ノ通通牒致置キタルニ付御了

知相成度

記

一、乗物ノ使用制限

病氣其ノ他特別ノ事情アル者ノ外学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ
徒歩ニ依ラシムルコト尚本件ハ交通緩和並ニ学生生徒ノ(心身)
鍛鍊ヲ主眼トスルモノナルヲ以テ右ノ外差支無キ限り徒歩通
学ヲ奨励スルコト

(注記6)
学校長ハ学校ヨリ二軒以内ニ住居ヲ有スル学生生徒ニ対シテ
ハ原則トシテ汽車、電車、バス等ノ定期券、回数券等ノ購入
ニ使用スル通学証明書ヲ発行セザルコト

二、興行場ヘノ入場制限

学生生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ヘノ入場ハ左ノ場合ノ外土
曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許スコト但シ学校長ハ
右ノ外地方ノ実情ニ依リ教育上ノ見地ニ於テ適宜此ノ制限ヲ
強化スル(コト)ヲ妨ゲザルコト

1. 教職員ノ指導スル場合

2. 映画ニ在リテハ文化映画、ニュース映画ノミヲ上映スル
場合及文部大臣ノ推薦映画ヲ上映スル場合

三、遊技場ヘノ入場禁止

学生生徒ハ麻雀、撞球、半弓及射的等ノ遊技場ニ入場スルコ
トヲ得ザルコト右ノ外地方ノ実情ニ依リ教育上入場ノ禁止制
限ヲ可トスルモノアラバ適宜追加スルヲ妨ゲザルコト

四、享樂的飲食店ヘノ出入禁止

学生生徒ハカフェー、バー其ノ他婦女ガ客席ニ待シ飲食物ヲ

(注記7)

供スル享樂的飲食店ニ出入スルコトヲ得ザルコト

発社三三二二号

案ノ三

昭和十五年八月三十日

次官

内務次官宛

国民奢侈生活抑制方策ニ関スル件

今般標記ノ件ニ関シ戦時学生生徒児童ノ生活刷新ヲ図ル為別紙
写ノ通地方長官及官公私立大学高等専門学校長ニ通牒致シタル
ニ付右御了承ノ上之カ徹底方(加筆)ニ関シ右關係法令ノ改正等何分
ノ御協力相煩度此段及御依頼候

(秘)

(加筆) 二五、八、一二四

戦時学生生徒児童ノ生活刷新要項(案) (幹事会)

時局重大ノ際学生生徒児童ノ不健全ナル生活ヲ刷新シ質実剛健
ニシテ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノ
アリ是固ヨリ学校ノ内外ヲ問ハズ学生生徒(児童)ノ本分ニ鑑ミ
実践セラルベキモノ多々アルベシト雖モ学生生徒児童ガ一律ニ
実行スベキ事項ヲ左ノ如ク定メ全国一斉ニ之ヲ実行セシム

記

一、乗物ノ使用制限

小学校低学年児童、病氣、其ノ他特別ノ事情アル者ノ外学
校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト

該当者ニ対シテハ汽車、電車、バスノ定期券、回数券等
ノ購入ニ使用スル通学証明書ヲ発行セザルコト

二、興行場ヘノ入場制限

学生生徒児童ノ映画、其ノ他ノ興行場ヘノ入場ハ左ノ場合
ノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇中ニ限り之ヲ許スコト

1. 教職員ノ指導スル場合

2. 映画ニ在リテハ文化映画、ニュース映画ノミヲ上映スル

場合及文部大臣ノ推薦映画ヲ上映スル場合

右ノ外学校長教育上ノ見地ヨリ適当ト認メタルトキ

三、遊技場ヘノ入場禁止

学生生徒児童ハ左ノ遊技場ニ入場スルコトヲ得ズ

1. 麻雀

2. 撞球

3. 半弓

4. 射的

四、享樂的飲食店ヘノ出入禁止

学生生徒ハ左ノ享樂的飲食店ニ出入スルコトヲ得ズ

1. カフェー

2. バー

3. 特殊喫茶 (特殊喫茶トハ洋風ノ設備ヲ有シ婦女ガ客席ニ

待シ飲食物ヲ供スルモノヲ云フ)

警視庁管下ノ興行場、遊技場及享樂的飲食店数

一、興行場 (昭一五・八・一七現在)

1. 常設ノ興行場

映画 三一一館 定員 一三二、三二九人

演劇 二二二 二七、〇二一人

演芸 八〇 二二、六二一人

観物 四 六八、一一一人

2. 常例的興行場 (月十日間ノ興行ヲ許ス) 七七館

計 四九四

二、遊技場 (昭一五・七・三一現在、新旧市内)

麻雀 三九七戸

撞球 一、六三五戸

半弓 二九五戸

其他 一、三三五戸

計 三、六六二戸

備考 其他トハ

囲碁、ピンポン、コリントゲーム、プール、ローラース

ケート、ベビービリヤード、ポケット式ビリヤード、射

撃、ビリヤード式ゴルフ、テニス、豆自動車、ピッチン

グボール、廻転象、歩行象、メーリーゴーラウンド、ダ

ルマ落シ、乗馬、旭式球遊器、ゴールドゲーム、モンキ

ーゲーム、インディアン腕相模、^(ママ) 打力計、体力計、自動

式活動写真、エスカーランド、カンシヤク玉、ボーリ

ング、スキーボーリング、遊覧索道、室内野球、自動野

球器、大弓、^(加筆) (スケート)等ヲ云フ

三、享樂的飲食店 (昭和一五・七・三一現在、新旧市内)

待合 二、五八八戸

芸妓屋 四、八四〇戸（芸妓数 一三、七七五人）

料理屋 一、〇二五戸

特殊飲食店 六、二六〇戸（カフェー、バー、特殊喫茶

等）

四、普通飲食店（昭一五・七・三一現在、新旧市内）

二七、九二八戸（特殊飲食店ト普通飲食店トハ従業婦ノ接

待行為ノ有無ニヨリ區別シ飲食物ノ持チ

運びハ接待行為ニ非ズ（料理屋飲食店取

締規則第十六条）

五、遊園地 一六

例ヘバ豊島園、多摩川遊園地

学生生徒ノ享樂の施設ヘノ入場禁止

一、料理屋、飲食店營業取締規則

（警視庁令二七号、昭和一四・八・二四）

第十五条 特殊飲食店營業者及従業婦ハ……左ノ事項ヲ遵守ス

ベシ

八 營業所ニ学生生徒又ハ未成年者ヲ出入セシメザルコト

九 前号ノ趣旨ヲ營業所入口看易キ場所ニ揭示スルコト

二、待合、芸妓屋營業取締規則

（警視庁令二八号、昭一四・八・二四）

第十条 待合營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

三 營業所ニ学生生徒又ハ未成年者ヲ出入セシメザルコト

第十一条 芸妓屋營業者ハ前条ノ定ムル事項ヲ遵守スベシ

戰時学生生徒生活刷新ニ関スル件（昭和一二・八・一七）
（新聞発表）

今般奢侈品等製造販売制限規則ノ施行セラルルニ当リ之ニ即応
シテ学生生徒ノ生活刷新ヲ断行シ以テ国策遂行ニ寄与セシムル
為左記事項ノ徹底ヲ図ラントス

記

一、乗物ノ使用制限ヲスルコト

小学校低学年児童其ノ他病氣等特別ノ事情アル者ヲ除クノ外

原則トシテ学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト

二、興行ノ入場ヲ制限スルコト

学生生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ別ニ定メタル場

合ノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許スコト

別ニ定メタル場合ノ例

1、教職員ノ指導スル場合

2、文化映画、ニュース映画ノミ上映スル場合

3、文部大臣推薦映画ヲ上映スル場合

（加筆）三、遊技場ノ入場ニ付制限又ハ禁止ノ措置ヲ講ズルコト

（加筆）四、享樂的飲食店ヘノ出入ヲ禁止スルコト

一五、八、一六

国民奢侈生活抑制方策要綱（関係各省打合会決議）

奢侈品等製造販売制限規則ノ施行ニ呼応シ国民各階層ヲ通ジ奢
侈不健全ナル生活ヲ弾圧刷新シ質実剛健ニシテ且ツ明朗ナル新

生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノアリ

仍テ各庁ハ差当リ左記事項ヲ即時実施スル方針ヲ以テ必要ナル法規ノ整備等ヲ行フト共ニ更ニ引続キ研究、準備ヲ進メ一層コレガ強化ニ努ムルモノトス

尚ホ本件実施ニ伴ヒ健全明朗ナル慰安娯樂ノ普及及就中体育ノ奨励ニ力ヲ注ギコレニ必要ナル資材ノ配給等ニ関シテハ特別ノ考慮ヲ払フモノトシ別途速ニ具体策ヲ樹立スルモノトス

記

一、飲酒、享樂的飲食、遊興等ヲ制限スルコト

イ、未成年者ノ飲酒喫煙禁止ヲ徹底スルコト

ロ、昼間飲酒ヲ制限スルコト

飲食營業者ハ午後五時以降ニ非ザレバ酒類ヲ販売提供スルヲ得ザルコト

ハ、貸座敷及貸座敷類似營業ハ午後五時開店午後十二時閉店

トスルコト

二、料理代ヲ制限スルコト

ホ、享樂的飲食店ノ冬期終業時間ヲ繰上グルコト

二、娯樂享樂ヲ制限スルコト

イ、遊技場ノ營業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後

十時又ハ十一時ヲ限度トスルコト

ロ、興行場ノ營業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後

十時ヲ限度トスルコト

ハ、高額料金ノ興行ヲ抑制スルコト

二、映画ノ内容ヲ向上セシムル為檢閲ノ強化フィルムノ配給

抑制等ヲ行フコト

三、享樂的飲食店營業及貸座敷營業其他奢侈享樂用營業ヲ漸減スルコト

享樂的飲食店營業及貸座敷營業ハ新設拡張ヲ許サズ且相続ノ外讓渡ヲ認めザルコト

四、奢侈享樂的自動車使用ヲ制限スルコト

イ、花柳界競馬場劇場ノ往復等奢侈享樂方面ニ自動車ヲ使用スルヲ抑制スルコト

ロ、不要不急ノ自家用乗用車ノ使用ハガソリン配給規正ニ依リ極力之ヲ制限スルコト

五、雜誌ヲ整理スルコト

イ、大衆娯樂雜誌、婦人雜誌其ノ他趣味、演芸ニ関スル雜誌ニシテ奢侈、享樂ニ流レ又ハ射倖心ヲ誘發シテ戰時國民生活ヲ阻害スルガ如キモノヲ整理スルコト

ロ、同一傾向ノ内容ヲ有スルモノ過多ノ状態ニ在ルトキハ可

及的ニ統合スルコト

六、葉卷、紙卷及刻ヲ通ジ高級煙草ノ発売ヲ中止スルコト

七、遊覽旅行ヲ制限スルコト

イ、遊覽団体旅行ノ制限特ニ新聞社旅行会等ニ依ル所謂會員募集ノ遊覽旅行ヲ抑制スルコト

ロ、個人旅客ニ付テモ出来得ル限り遊覽旅行ヲ制限スル様指導スルコト

導スルコト

ハ、遊覽船ノ運行ヲ休止シ又ハ制限スルト共ニ其ノ用途ニ付適當ナル指導ヲナスコト

八、各種大会總會等ノ開催並ニ之ニ列席スル人員ヲ制限スルコト

九、停車場、鉄道沿線等ニ於ケル不要不急ノ広告ヲ廃止スルコト

一〇、不要不急通信ヲ制限スルコト

慶弔電報、年賀郵便其ノ他不要不急ナル通信ヲ可久的^(マ)ニ制限スルコト

一一、電力ノ消費制限並供給禁止ヲ継続スルコト

不急不要電力ノ消費ノ禁止又ハ制限ノ継続並ニ必要アル場合

ニハ之ヲ強化拡充スルコト

一二、学生生徒ニ対シ左ノ措置ヲ執ルコト

イ、乗物ノ使用制限ヲスルコト

原則トシテ学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト

ト

ロ、興行ノ入場ヲ制限スルコト

学生、生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ別ニ定ムル

場合ヲ除クノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許

スコト

ハ、遊技場ノ入場ニ付制限又ハ禁止ノ措置ヲ講ズルコト

ニ、享樂的飲食店ヘノ出入ヲ禁止スルコト

一三、百貨店等ノ営業ヲ規正スルコト

イ、商品券ノ発行ヲ抑制スルコト

ロ、内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト

新柄ノ宣伝等ノ為ニ催ス内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト

ハ、外壳制度ヲ廃止スルコト

(同一文書重複に付中略)

戰時国民生活刷新ニ関スル件

^(加筆)
〔秘〕

一五、八、三

奢侈品等製造販売制限規則施行ト共ニ政府ニ於テ為スベキ消費規正強化ノ目標ハ東亞ニ於ケル新秩序建設ニ奉仕スベキ国民生活態勢ヲ確立スルニ在リ之ガ為ニハ奢侈不健全ナル生活様式ニ對シテハ徹底的ニ之ヲ弾圧シ引締ムルト共ニ苟モ質実剛健ナル国民生活發揚ノ為ニハ積極的ニ所要ノ方策ヲ断行スルノ要アリ仍テ各庁ハ左記方針ニ依リ之ガ実施ノ為所要ノ法規ヲ整備スル等速カニ具体的措置ヲ講ジ一方国民精神總動員本部等ノ協力ニ依リ右施策ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス

記

第一 戰時国民生活ノ規正方策

一 葉卷、紙卷及刻等ノ高級煙草ノ発売ヲ中止スルコト

二 競馬ノ賞金ノ大部分(例ヘバ八割)ヲ公債ヲ以テ支給スルコト

三 遊覽旅行ヲ制限スルコト

イ 遊覽団体旅行ノ制限特ニ新聞社旅行会等ニ依ル所謂會員募集ノ遊覽旅行ヲ抑制スルコト

ロ 個人旅客ニ付テモ出来得ル限り遊覽旅行ヲ制限スルコト

ト

ハ 遊覧船ノ運行ヲ休止シ又ハ制限スルト共ニ其ノ使途ニ

付適當ナル指導ヲナスコト

四 各種大会総会等ノ開催並ニ之ニ列席スル人員ヲ制限スル

コト

五 停車場、鉄道沿線等ニ於ケル不要不急ノ広告ヲ廃止スル

コト

六 不要不急通信ヲ制限スルコト

重要通信ニ重点ヲ置キ不要不急ナル通信ヲ可及的ニ制限ス

ルコト

七 電力ノ消費並供給禁止ヲ継続スルコト

不急不要電力ノ消費ノ禁止又ハ制限ノ継続並ニ必要アル場

合ニハ之ヲ強化拡充スルコト

八 乗物ノ制限ヲスルコト

学校ヨリ二軒以内ノ居住者ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト

九 興行ノ入場ヲ制限スルコト

学生、生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ特ニ学校職

員ノ指導アル場合ノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り

之ヲ許スコト

十 百貨店等ノ営業ヲ規正スルコト

イ 商品券ノ発行ヲ禁止スルコト

ロ 内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト

百貨店其ノ他ノ商店ガ新柄ノ宣伝等ノ為ニ催ス内覧会、

展示会等ヲ廃止セシムルコト

ハ 百貨店ノ外売制度ヲ廃止スルコト

第二 戦時国民生活ノ發揚方策

一 標準生活費ニ依ル国民生活ノ指導ヲ為スコト

戦時ニ適応セル新生活様式ヲ確立シ生活費ノ標準ヲ定メ之ヲ超ヘサラシムル様国民ヲ指導スルコト

二 映画演芸等健全明朗ナル慰安ヲ普及スルコト

イ 映画演芸ニシテ健全且ツ国民精神ニ有益ナルモノハ保護助成普及ヲ図ルト共ニ廉価ニ之ヲ観覽セシムルコトト

シ必要アル場合ニハ巡回映画班巡回演劇班等ヲ編成スル

コト

ロ 外国映画ハ一般ニ輸入ヲ禁ズルモ国民精神ノ昂揚ニ資

スベキモノニ限り之ヲ認ムルコト

ハ 農村娯楽トシテノ村芝居、郷土舞踊、盆踊、民謡、祭礼等ニ付適當ナル指導ヲ加ヘ其他年中行事ノ復興普及ヲ

図ルコト

ニ 工場等ニ於テ健全ナル演芸、芸術、音楽等ノ素人団体

ヲ組織助長シ之等団体ニ於テ競演会、余技展覽会等ノ開

催ヲ奨励スルコト

ホ 低廉ナル標準受信機ノ普及ヲ図リ放送聴取施設ノ整備

拡充ヲ為スコト

三 健全ナル運動ノ奨励及運動施設ヲ整備スルコト

イ 国民ニ普遍的ニ行ハレ且時局ニ必要ナル物資ノ消耗最モ少キ健全ナル運動例ヘバ徒歩、水泳、体操、相撲、釣、園芸等ヲ奨励シ、其ノ他ノ一般体育運動例ヘバ武道、陸

上競技、野球、庭球、籠球、蹴球、漕艇、登山、スキー、

スケート、ピンポン等二付テモ現存ノ器具設備ヲ最モ有効ニ利用スルト共ニ之ヲ補填シ、普遍的ニ国民ガ之等ニ親シミ得ル如ク指導シ尚初心者講習等ノ施設ヲ普及スルコト

四 団体的訓練及精神修養ヲ図ルコト
口 公園、緑地、運動場等既設ノモノノ利用ヲ充分ナラシムルト共ニ空閑地ヲ利用シ前記ノ施設ノ拡充ヲ図ルコト

心身鍛錬、品性陶冶、勤勞奉仕、敬神崇祖、祖国認識、郷土愛等ノ精神發揚ノ為メ講演會、徒歩旅行、自転車旅行等ヲ奨励スルコト

五 工場及商店ニ付交互休日制ヲ設定スルコト

發社三三二二号

昭和十五年九月五日

成人教育課長 (小田)

社会教育局長 (田中)

社会教育官 (栗林)

次官 (菊池) 文書課長 (高橋)

社会教育官 (木山)

秘書課長 (田中)

(注記10)

専門学務局長 (水井)

社会教育官 (藤川)

普通学務局長 (中野)

社会教育官 (有光)

実業学務局長 (岡口)

社会教育官 (乙黒)

企画部長 (吉田)

社会教育官 (近藤)

教学局長官 (藤野)

社会教育官 (小林)

指導部長 (花押)

社会教育官 (池水)

国民奢侈生活抑制方策ニ関スル件

(注記9)

供閱

(注記12) 学生生徒児童ノ興行場、遊技場、享樂的飲食店ヘノ出入制限又ハ禁止ノ徹底方ニ関シ協力方内務省ニ依頼ノ処今般警保局長ヨリ別紙ノ通通知有之タルニ付供閱ス

(注記13) 警保局警発乙第六一四号
昭和十五年九月四日

内務省警保局長 印

割印

文部省社会教育局長殿
国民奢侈生活抑制方策ニ関スル件

(注記14) 八月三十日發社三三二二号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件ニ関シテハ別紙ノ通府県長官宛通牒致置候条右御了知相成度

警保局警発甲第一六三号

昭和十五年九月四日

内務省警保局長

各府県長官殿

国民奢侈生活抑制方策ニ関スル件

学生生徒ノ興行場、遊技場、享樂的飲食店ノ出入制限ニ関シテハ曩ニ通牒ヲ以テ教育当局ト連絡ヲ密ニシ之ガ実効ヲ挙グ(加筆)ベク指示致置候処今般文部省ヨリモ別紙ノ通關係向ニ対シ既ニ通牒済ニ付之ガ徹底方ニ関シ協力セラレ度キ旨依頼有之候条此ノ旨御了知ノ上可然御高配相煩度

昭和十五年八月二十二日

〔加筆〕

〔写〕

内務省

警保局長

警視総監殿

庁府県長官殿

国民奢侈生活抑制ニ関スル件

国民奢侈生活ノ抑制ニ関シテハ別途地方局長通牒ノ通決定相成候処之ガ実効ヲ収ムル為ニハ警察取締ヲ通ジテ之ガ趣旨達成ニ協力スルコトモ亦極メテ必要ト被存候ニ付テハ各般ノ事項ニ付能フ限り協力スルト共ニ警察ニ於テ直接取締ヲ為スベキ事項(国民奢侈生活抑制方策要綱一、二、三、四、五)ニ関シテハ左ノ事項ヲ基調トシテ適切ナル指導取締ヲ施行相成度

一、時局ニ鑑ミ適當ノ限度ヲ逸脱スト認メラルル奢侈享樂の慰安娯樂ハ法令ヲ以テ或ハ自肅ノ方法ニ依リ制限ヲ加フルト共ニ指導取締ニ依リ徹底的の實行ヲ期スルコト

二、自肅ノ形式ニ依ラシムル場合ニ於テモ警察力ヲ以テ指導監督スル事項ニ付テハ各人ノ自發心ノ程度ニ依リ区々ノ結果ヲ生ズルヲ容認スベキモノニ非ザルヲ以テ自肅ノ形式ニ依ル徹底的の實行ヲ期スルコト

三、指導取締ノ方法ニ関シテハナルベク被取締者ノ心ニ触レ心ヲ動カシ実効ヲ挙グルヲ主眼トスルコト

実効ヲ挙グルコト困難ニシテ為ニ却ツテ予想セザル弊害ニ派生スル虞アル如キ事項ニ就テハ取扱ニ付慎重工夫ヲ加ヘテ実

施スルコト

四、真ニ一率方針ヲ以テ臨ムヲ不適當トスルモノアル場合ハ地方長官ニ於テ適當ナル措置ヲ執リ得ベキコト

右ノ場合ニ於テハ例外取扱ノ対象範圍ヲ具体的ニ明瞭ナラシメ以テ一般取締ニ支障ヲ及ボサザラシムルコト

別紙要綱掲記ノ事項ニ付例外的の措置ヲ為ス場合ハ重要ナル事項ハ稟議ノ上施行シ輕易ナルモノハ実施ノ上報告スルコト

五、別紙要綱掲記ノ事項ニ関シ既ニ一層高度ノ制限ヲ實施セル向ハソレニ依ルコト

奢侈享樂抑制ノ為地方限りニ於テ行ヒ得ル事項ハ別紙要綱掲記ノ事項以外ニ努メテ行フコト

前二項ニ関シ重要ナル事項ハ報告スルコト

六、取締ヲ受クル營業者ニシテ故意ニ制限事項ニ違反シ改悛セザル者ハ法令ニ根拠ヲ求メ(例バ營業ヲ為スニ不適當ト認ムル者)營業ノ禁止又ハ停止等ノ処分ヲ以テ臨ミ差支ヘナキコト

七、慰安娯樂ハ時局下ニ於テモ適當ノ限度ニ於テ行ハルルハ已ムヲ得ザル所ナルヲ以テ其ノ限度内ニ於テハ不必要ニ繁鎖ナル制限ハ設ケザルコト

八、奢侈享樂抑制ニ関シテハ都市ニ於テ其ノ必要特ニ大ナルモノアルヲ以テ都市ニ於ケル實施徹底ニハ特段ノ努力ヲ払フコト

一五、八、一六

国民奢侈生活抑制方策要綱

(注記15) 奢侈品等製造販売制限規則ノ施行ニ呼応シ国民各階層ヲ通ジ奢侈不健全ナル生活ヲ彈圧刷新シ質実剛健ニシテ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノアリ

仍テ各庁ハ差当リ左記事項ヲ即時実施スル方針ヲ以テ必要ナル法規ノ整備等ヲ行フト共ニ更ニ引続キ研究、準備ヲ進メ一層コレガ強化ニ努ムルモノトス

尚ホ本件実施ニ伴ヒ健全明朗ナル慰安娯楽ノ普及就中体育ノ奨励ニ力ヲ注ギコレニ必要ナル資材ノ配給等ニ関シテハ特別ノ考慮ヲ払フモノトシ別途速ニ具体策ヲ樹立スルモノトス

記

一、飲酒、享樂的飲食、遊興等ヲ制限スルコト

イ 未成年者ノ飲酒喫煙禁止ヲ徹底スルコト(加筆)

ロ 昼間飲酒ヲ制限スルコト

飲食営業者ハ午後五時以後ニ非ザレバ酒類ヲ販売提供スルヲ得ザルコト(加筆)

ハ 貸座敷及貸座敷類似営業ハ午後五時開店午後十二時閉店トスルコト(加筆)

ニ 料理代ヲ制限スルコト

ホ 享樂的飲食店ノ冬期終業時間ヲ繰上グルコト

二、娯樂享樂ヲ制限スルコト

イ 遊技場ノ営業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後十時又ハ十一時ヲ限度トスルコト

ロ 興行場ノ営業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後

十時ヲ限度トスルコト

ハ 高額料金ノ興行ヲ抑制スルコト

ニ 映画ノ内容ヲ向上セシムル為檢閲ノ強化フィルムノ配給抑制等ヲ行フコト

三、享樂的飲食店営業及貸座敷営業其他奢侈享樂用営業ヲ漸減スルコト

享樂的飲食店営業及貸座敷営業ハ新設拡張ヲ許サズ且相續ノ外讓渡ヲ認めザルコト

四、奢侈享樂的自動車使用ヲ制限スルコト

イ 花柳界競馬場劇場ノ往復等奢侈享樂方面ニ自動車ヲ使用スルヲ抑制スルコト

ロ 不要不急ノ自家用乗用車ノ使用ハガソリン配給規正ニ依リ極力之ヲ制限スルコト

五、雜誌ヲ整理スルコト

イ 大衆娯樂雜誌、婦人雜誌其ノ他趣味、演芸ニ関スル雜誌ニシテ奢侈、享樂ニ流レ又ハ射倖心ヲ誘発シテ戰時国民生活ヲ阻害スルガ如キモノヲ整理スルコト

ロ 同一傾向ノ内容ヲ有スルモノ過多ノ状態ニ在ルトキハ可及的ニ統合スルコト

六、葉卷、紙卷及刻ヲ通ジ高級煙草ノ発売ヲ中止スルコト

七、遊覽旅行ヲ制限スルコト

イ 遊覽団体旅行ノ制限特ニ新聞社旅行会等ニ依ル所謂會員募集ノ遊覽旅行ヲ抑制スルコト

ロ 個人旅客ニ付テモ出来得ル限り遊覽旅行ヲ制限スル様指

導スルコト

ハ 遊覧船ノ運行ヲ休止シ又ハ制限スルト共ニ其ノ用途ニ付
適當ナル指導ヲナスコト

〔加筆〕八、各種大会總會等ノ開催並ニ之ニ列席スル人員ヲ制限
スルコト

九、停車場、鉄道沿線等ニ於ケル不要不急ノ広告ヲ廃止スルコ
ト

一〇、不要不急通信ヲ制限スルコト

慶弔電報、年賀郵便其ノ他不要不急ナル通信ヲ可及的ニ制限
スルコト

一一、電力ノ消費制限並供給禁止ヲ繼續スルコト

不急不要電力ノ消費ノ禁止又ハ制限ノ繼續並ニ必要アル場合

ニハ之ヲ強化拡充スルコト

一二、学生生徒ニ対シ左ノ措置ヲ執ルコト

イ 乗物ノ使用制限ヲナスコト

原則トシテ学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコ
ト

ロ 興行ノ入場ヲ制限スルコト

学生、生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ別ニ定ムル
場合ヲ除クノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許
スルコト

ハ 遊技場ノ入場ニ付制限又ハ禁止ノ措置ヲ講ズルコト

ニ 享樂的飲食店ヘノ出入ヲ禁止スルコト

一三、百貨店等ノ營業ヲ規正スルコト

イ 商品券ノ發行ヲ抑制スルコト

ロ 内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト
新柄ノ宣伝等ノ為ニ催ス内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト

ハ 外壳制度ヲ廃止スルコト

〔注記17〕〔注記18〕

昭和十五年〔九〕〔八〕月十九日 〔藤川〕

〔注記16〕 企五部發後第五〇号 成人教育課長 〔小田〕

昭和十五年八月十六日

企画院第五部長 竹内徳治 〔印〕

田中社会教育局長殿

映画課長 〔小田〕

社会教育局長 〔田中〕 青年教育課長 〔高瀬〕

事務官 〔入保田〕

社会教育官 〔栗林〕〔松崎〕〔水山〕〔木川〕

国民奢侈生活抑制方策要綱送付ノ件

〔注記19〕 首題ノ件ニ関シ本十六日關係省（内、大、陸、海、文、農、商、
厚）打合会ニ於テ別紙ノ通り決定相成候条同封及送付候
〔注記20〕

〔加筆〕
〔極秘〕

一五、八、一六

国民奢侈生活抑制方策要綱（關係各省打合会決議）

奢侈品等製造販売制限規則ノ施行ニ呼応シ国民各階層ヲ通ジ奢
侈不健全ナル生活ヲ彈圧刷新シ質実剛健ニシテ且ツ明朗ナル新

生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノアリ

仍テ各庁ハ差当リ左記事項ヲ即時実施スル方針ヲ以テ必要ナル法規ノ整備等ヲ行フト共ニ更ニ引続キ研究、準備ヲ進メ一層コレガ強化ニ努ムルモノトス

尚ホ本件実施ニ伴ヒ健全明朗ナル慰安娯樂ノ普及就中体育ノ奨励ニ力ヲ注ギコレニ必要ナル資材ノ配給等ニ関シテハ特別ノ考慮ヲ払フモノトシ別途速ニ具体策ヲ樹立スルモノトス

記

一、飲酒、享樂的飲食、遊興等ヲ制限スルコト

イ 未成年者ノ飲酒喫煙禁止ヲ徹底スルコト

ロ 昼間飲酒ヲ制限スルコト

飲食營業者ハ午後五時以後ニ非ザレバ酒類ヲ販売提供スル

ヲ得ザルコト

ハ 貸座敷及貸座敷類似營業ハ午後五時開店午後十二時閉店

トスルコト

ニ 料理代ヲ制限スルコト

ホ 享樂的飲食店ノ冬期終業時間ヲ繰上グルコト

二、娯樂享樂ヲ制限スルコト

イ 遊技場ノ營業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後

十時又ハ十一時ヲ限度トスルコト

ロ 興行場ノ營業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後

十時ヲ限度トスルコト

ハ 高額料金ノ興行ヲ抑制スルコト

ニ 映画ノ内容ヲ向上セシムル為検閲ノ強化フィルムノ配給

抑制等ヲ行フコト

三、享樂的飲食店營業及貸座敷營業其他奢侈享樂用營業ヲ漸減スルコト

享樂的飲食店營業及貸座敷營業ハ新設擴張ヲ許サズ且相続ノ

外讓渡ヲ認メザルコト

四、奢侈享樂的自動車使用ヲ制限スルコト

イ 花柳界競馬場劇場ノ往復等奢侈享樂方面ニ自動車ヲ使用

スルヲ抑制スルコト

ロ 不要不急ノ自家用乗用車ノ使用ハガソリン配給規正ニ依

リ極力之ヲ制限スルコト

五、雜誌ヲ整理スルコト

イ 大衆娯樂雜誌、婦人雜誌其ノ他趣味、演芸ニ関スル雜誌

ニシテ奢侈、享樂ニ流レ又ハ射倖心ヲ誘發シテ戰時国民生

活ヲ阻害スルガ如キモノヲ整理スルコト

ロ 同一傾向ノ内容ヲ有スルモノ過多ノ状態ニ在ルトキハ可

及的ニ統合スルコト

六、葉卷、紙卷及刻ヲ通ジ高級煙草ノ発売ヲ中止スルコト

七、遊覽旅行ヲ制限スルコト

イ 遊覽団体旅行ノ制限特ニ新聞社旅行会等ニ依ル所謂會員

募集ノ遊覽旅行ヲ抑制スルコト

ロ 個人旅客ニ付テモ出来得ル限り遊覽旅行ヲ制限スル様指

導スルコト

ハ 遊覽船ノ運行ヲ休止シ又ハ制限スルト共ニ其ノ用途ニ付

適當ナル指導ヲナスコト

八、各種大会総会等ノ開催並ニ之ニ列席スル人員ヲ制限スルコト

九、停車場、鉄道沿線等ニ於ケル不要不急ノ広告ヲ廃止スルコト

一〇、不要不急通信ヲ制限スルコト

慶弔電報、年賀郵便其ノ他不要不急ナル通信ヲ可及的ニ制限スルコト

一一、電力ノ消費制限並供給禁止ヲ継続スルコト

不急不要電力ノ消費ノ禁止又ハ制限ノ継続並ニ必要アル場合

ニハ之ヲ強化拡充スルコト

一二、学生生徒ニ対シ左ノ措置ヲ執ルコト

(加筆・朱總)

イ 乗物ノ使用制限ヲナスコト

原則トシテ学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト

ト

ロ 興行ノ入場ヲ制限スルコト

学生、生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ別ニ定ムル

場合ヲ除クノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許

スコト

ハ 遊技場ノ入場ニ付制限又ハ禁止ノ措置ヲ講ズルコト

ニ 享樂的飲食店ヘノ出入ヲ禁止スルコト

一三、百貨店等ノ営業ヲ規正スルコト

イ 商品券ノ発行ヲ抑制スルコト

ロ 内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト

新柄ノ宣伝等ノ為ニ催ス内覧会、展示会等ヲ廃止スルコト

ハ 外売制度ヲ廃止スルコト

発社三三三二号

定 決 裁

九月二日

文書課長

昭和十五年八月三十一日起案

成人教育課長 (小田)

社会教育局長 (田中)

次官 (堀池)

案

年九月三日

企画院次長宛

国民奢侈生活抑制方策ニ関スル件

今般標記ノ件ニ関シ戦時学生生徒児童ノ生活刷新ヲ図ル為別紙

写ノ通地方長官及官公私立大学高等専門学校長ニ通牒致シタル

ニ付御了知相成度

戦時学生生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件

通牒案ノ一

年 月 日

文部次官

各地方長官宛

戦時学生生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件

時局重大ノ際学生生徒児童ノ不健全ナル生活ヲ刷新シ質実剛健ニシ

送 発

9月3日

起案者

(南雲)

(注記2)

(藤川)

文部次官

テ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノアリ
是固ヨリ学校ノ内外ヲ問ハズ生徒児童ノ本分ニ鑑ミ実践セラル
ベキモノ多々アルベシト雖モ生徒児童ガ一律ニ実行スベキ事項
ヲ不取敢左記ノ如ク定メ全国一斉ニ実行セシムルコトト相成タ
ルニ付テハ管下各学校長ヲシテ之ガ徹底ヲ期セシメラレ度此段
依命通牒ス

追テ大学高等〔加筆〕（抹消）学校長ニ対シテモ別紙ノ通牒致置キタ
ルニ付御了知相成度

記

一、乗物ノ使用制限

小学校低学年児童、病氣其ノ他特別ノ事情アル者ノ外学校ヨ
リ二軒以内〔抹消〕ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト、尚本件ハ
〔加筆〕（抹消）交通緩和並ニ生徒児童ノ身心鍛錬ヲ主眼トスルモノナルヲ
以テ右ノ外差支無キ限り徒歩通学ヲ奨励スルコト

学校長ハ二軒以内ニ住居ヲ有スル〔抹消〕（抹消）生徒、児童ニ対
シテハ原則トシテ汽車、電車、バスノ定期券、回数券等ノ
購入ニ使用スル通学証明書ヲ発行セザルコト

二、興行場ヘノ入場制限

生徒、児童ノ映画、其ノ他〔加筆〕（抹消）興行場ヘノ入場ハ左ノ場合ノ
外、土曜、日曜、祝祭日、〔抹消〕（抹消）休暇中ニ限り之ヲ許スコト但
シ学校長ハ右ノ外〔加筆〕（抹消）地方ノ〔抹消〕（抹消）事〔加筆〕（抹消）情ニ〔抹消〕（抹消）依リ教育上
ノ見地〔抹消〕（抹消）ニ於テ〔加筆〕（抹消）適宜〔加筆〕（抹消）之〔加筆〕（抹消）此ノ制限ヲ強化スルコトヲ
〔抹消〕（抹消）得〔加筆〕（抹消）妨ゲザルコト

1. 教職員ノ指導スル場合

2. 映画ニ在リテハ文化映画、ニュース映画ノミヲ上映ス

〔加筆〕（抹消）三、遊技場ヘノ入場禁止

生徒、〔抹消〕（抹消）児童〔加筆〕（抹消）ハ、麻雀、撞球、半弓及射の等ノ遊技場
ニ入場スルコトヲ得〔抹消〕（抹消）ズ〔加筆〕（抹消）ザルコト
〔加筆〕（抹消）右ノ外地方ノ実情ニ〔抹消〕（抹消）依リ教育上〔加筆〕（抹消）入場ノ禁止制限ヲ
可トスルモノアラバ適宜追加スルコトヲ妨ゲザルコト

四、享樂的飲食ヘノ出入禁止

〔抹消〕（抹消）学生〔加筆〕（抹消）生徒〔抹消〕（抹消）児童ハカフェー、バー其ノ他婦女ガ客席ニ待シ
飲食物ヲ供スル享樂的飲食店ニ出入スルコトヲ得ズ

年月日

通牒案ノ二

文部次官

直轄学校長

公私立大学高等専門学校長宛

戦時学生生徒ノ生活刷新ニ関スル件

時局重大ノ際学生生徒ノ不健全ナル生活ヲ刷新シ質実剛健ニシ
テ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ〔抹消〕（抹消）執ラシムルノ要緊切ナルモノ
アリ是固ヨリ学校ノ内外ヲ問ハズ学生生徒ノ本分ニ鑑ミ実践セ
ラルベキモノ多々アルベシト雖モ学生生徒ガ一律ニ実行スベキ
事項ヲ不取敢左記ノ如ク定メ全国一斉ニ実行セシムルコトト相
成タルニ付テハ之ガ徹底ヲ期セラレ度此段依命通牒ス

追テ各地長官ニ対シテモ別紙ノ通牒致置キタルニ付御〔抹消〕（抹消）予
了知相成度

記

一、乗物ノ使用制限

病氣其ノ他特別ノ事情アル者ノ外学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ
徒歩ニ依ラシムルコト尚本件ハ〔交通緩和並ニ〕学生生徒ノ身
心〔鑑〕〔鍛〕鍊ヲ主眼トスル〔モノナル〕ヲ以テ右ノ外差支無キ
限り徒歩通学ヲ奨励スルコト

学校長ハ学校ヨリ二軒以内ニ住居〔スル〕ヲ有スル学生生徒
ニ対シテハ原則トシテ汽車、電車、バスノ定期券、回数券
等ノ購入ニ使用スル通学証明〔書〕〔書〕ヲ発行セザルコト

二、興行場ヘノ入場制限

学生生徒ノ映画其ノ他〔ノ興行場〕ヘノ入場ハ左ノ場合〔〕ノ
外土曜、日曜、祝祭日、休暇中ニ限り之ヲ許スコト但シ学校
長ハ右ノ外〔地方ノ実情ニ依リ〕教育上ノ見地〔ヨリ〕〔ニ於テ〕
適宜〔之〕〔此〕ノ制限ヲ強化スルコトヲ〔得〕〔障〕〔妨ゲザ
ルコト〕

1. 教職員ノ指導スル場合

2. 映画ニ〔在〕在リテハ文化映画、ニュース映画ノミヲ上
映スル場合、及文部大臣ノ推薦映画ヲ上映スル場合

三、遊技場ヘノ入場禁止

学生生徒ハ、麻雀、撞球、半弓及射的等ノ遊技場ニ入場スル
コトヲ得〔ス〕〔ザルコト〕
〔右ノ外地方ノ実情ニヨリ教育上入場ノ禁止制限ヲ可トスル
モノアラバ適宜追加スルコトヲ妨ゲザルコト〕

四、享樂的飲食ヘノ出入禁止

学生生徒ハカフェエ、バー其ノ他婦女〔子〕ガ客席ニ待シ飲食
物ヲ供スル享樂〔的〕飲食店ニ出入スルコトヲ得〔ス〕〔ザル
コト〕

戦時学生生徒生活刷新ニ関スル件 〔二五、八、一七〕
今般奢侈品等製造販売制限規則ノ施行セラルルニ当リ之ニ即応
シテ学生生徒ノ生活刷新ヲ断行シ以テ国策遂行ニ寄与セシムル
為左記事項ノ徹底ヲ図ラントス

記

一、乗物ノ使用制限ヲスルコト

小学校低学年児童其ノ他病氣等特別ノ事情アル者ヲ除クノ外
原則トシテ学校ヨリ二軒以内ノ通学ハ徒歩ニ依ラシムルコト
ニ、興行ノ入場ヲ制限スルコト

学生生徒ノ映画其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ別ニ定メタル場
合ノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許スコト
別ニ定メタル場合ノ例

1. 教職員ノ指導スル場合

2. 文化映画、ニュース映画ノミ上映スル場合
3. 文部大臣推薦映画ヲ上映スル場合

三、遊技場ノ入場ニ付制限又ハ禁止ノ措置ヲ講ズルコト

四、享樂的飲食店ヘノ出入ヲ禁止スルコト

〔注記1〕

「秘」

(注記 2)

「記録掛 17・8・12 受領」

(注記 3)

「一四」(簿冊内件名番号)

(注記 4)

「往復掛 15・8・30 発送済」

(注記 5)

「発社三三二二号」

(注記 6)

「一字下ゲル」

(注記 7)

「八月三十日 主務局 発送」

(注記 8)

「供閲」

(注記 9)

「合262」

(注記 10)

「裁決定 10月10日」

(注記 11)

「記録掛 17・8・12 受領」

(注記 12)

「教学局 文庶240号 昭和15・9・25」

(注記 13)

「文部省 発社332号 昭和15・9・5」

(注記 14)

「部 局278号 15・9・5 社会教育局」

(注記 15)

「写」「秘」

(注記 16)

「急」

(注記 17)

「供閲」

(注記 18)

「供閲済 8月22日」

(注記 19)

「15部 局199号 15・8・22 社会教育局」

(注記 20)

「記録掛 17・8・12 受領」

(注記 21)

「主務局発送」

(下札 1)

④(中山)加筆

宛 戦時生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件 直轄学校等宛 戦時学

生生徒ノ生活刷新ニ関スル件ノ番号 / 結了年月日 / 保存年月

日 / 枚数」

(下札 2)

「種別 / 聯繫 / 登録追加 / 件名 (二) 内務省・鉄道省へ依頼

国民奢侈生活抑制方策ニ協力方ニ関スル件ノ番号 発社三三二二 /

結了年月日 昭一五 八 三〇 / 保存年限 ムキ / 枚数」

【自昭11年至昭15年 学生生徒総規

第5冊】文部省④ 3A, 32—6, 2454